

令和元年度第2回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和元年5月7日（火）  
午前9時30分～午前10時30分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 17人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎  
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信  
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖  
6番 福山 英則 8番 北森 正誠  
9番 菊 正士 10番 渡辺 正志  
12番 金木 洋子 13番 高瀬 昌弘  
17番 茶木 俊一 19番 坂田 幸雄  
20番 中井 義則 22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 5番 若林 勉 7番 仲田 茂男 11番 金田 修一  
15番 熊本 孝信 16番 中島 潔  
18番 五十嵐 英夫 21番 奥野 健一
5. 議題 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
ついて  
議案第 7号 事業計画の変更申請について  
議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規  
定による農用地利用集積計画の決定について
6. 報告事項 報告事項第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による受  
理について  
報告事項第 9号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第  
1項第6号の規定による受理について  
報告事項第10号 農地法第18条第6項の規定による通知  
について

## 議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、5番若林委員、7番仲田委員、11番金田委員、15番熊本委員、16番中島委員、18番五十嵐委員、21番奥野委員より欠席届があり、出席委員数は17名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和元年度第2回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案4件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。13番高瀬委員、14番島田委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は8件で、申請面積は20,766.82㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番と2番は譲受人が同じであります。

1番は、耕作不便により、所有権を移転するものです。

2番は、譲受人の要望により、所有権を移転するものです。

3番と4番は譲受人が同じであります。

3番は、譲受人の要望により、10年の賃借権を設定するもの

です。

4番は、耕作不便により、所有権を移転するものです。

5番から7番は譲渡人が同じであります。

いずれも耕作不便のため、所有権を移転するものです。

8番は、耕作不便のため、所有権を移転するものです。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

1番と2番について、地区担当委員であります私才木から報告いたします。

(問題ない旨の報告あり)

会 長 3番と4番について、欠席届を提出している委員が地区担当委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 3番と4番は奥野委員で、5月4日に譲受人と下村推進委員に立ち会っていただき、現地調査を行っておられます。現況は田で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件いずれも各要件を満たしており、生産組合長も同意していることから特に問題はない、と報告を受けております。

会 長 5番から7番について、各担当委員から報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 8番について、欠席届を提出している委員が地区担当委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 8番は若林委員で、譲受人と友崎推進委員、生産組合長に立ち会っていただき、現地調査を行っておられます。現況は田で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件いずれも各要件を満たしており、生産組合長も同意していることから特に問題はない、と報告を受けております。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は4ページから9ページまでです。

今回は、5条申請21件で、面積は合計54,305㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

5ページの1番は砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内で、農地の集団規模も10ヘクタール以上の第1種農地ですが、砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

2番は、一時転用による主要地方道富山立山公園線の藤木高架橋上部工工事に關わる資材置場及び作業ヤードの計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内で、農地の集団規模も10ヘクタール以上の第1種農地ですが、工事施工業者が工事の竣工後直ちに農地として復元を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

3番は、駐車場を整備する計画であります。地元地縁団体が委

託されている業務等に必要であることから申請されたものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」となります。

4番は、資材置場及び駐車場を設置する計画であります。現在使用している資材置場及び駐車場が手狭となっていることから、今回申請されたものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」となります。

5番及び6番は、駐車場及び資材置場を拡張する計画であります。案件を分けているのは、所有権移転と賃貸借権の権利設定が異なるためであります。現在大型のクレーン等を置いておりますが、超大型のクレーンを導入するにあたり、現在の敷地では手狭となったため今回申請するものであります。なお、賃貸借する案件については、確認した結果、無断転用であることが判明したため、これを是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もごさいます。申請地は、5番は、市街化調整区域内の10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えている甲種農地となりますが、許可基準は「既存敷地拡張」を、6番は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えている第1種農地となりますが、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

7番は、一般住宅を建築する計画であります。申請者の妻方の実家との相互扶助のため、可能な限り近い場所を選定したものであります。申請地より半径500m以内に小学校、診療所があり、接続する道路には上下水道管が敷設されていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

8番は、農事組合法人による農機具格納庫を建築する計画であります。任意組織の営農組合から、法人化したことにより、ことに別対応していた機械等の保管を集約化するため計画されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている第1種農地となりますが、許可基準は「農業施設用地」を適用しております。

9番は砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内で、農地の集団規模も10ヘクタール以上の第1種農地ですが、砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の

農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

10番は、一般住宅を建築する計画であります。経営する店舗に程近い申請地にて住宅を建築するものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」となります。

12番は分譲宅地を造成する計画であります。付近に小学校、地区センター等、居住する条件として最適な立地であり、依然需要が高いことから申請されたものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域に指定されている区域内の農地で、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

13番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家隣接地にて住宅を計画し、今回申請されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている第1種農地となりますが、許可基準は「集落接続」を適用しております。

14番は畜産農家の畜舎及び堆肥舎の増設の計画であります。牛乳の生産の拡大を図るため、乳牛を増頭し、規模拡大を行うものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」となります。

15番は、駐車場及び資材置場を設置する計画であります。現在居住している敷地の隣接地に自ら経営している建築業の資材置場及び駐車場を確保するものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている第1種農地となりますが、許可基準は「集落接続」を適用しております。

16番は、一般住宅を建築する計画であります。現在居住している当地区にて住宅を計画し、今回申請されたものであります。申請地より半径500m以内に小学校、保育所があり、接続する道路には上下水道管が敷設されていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

17番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、可能な限り実家に近い申請地にて住宅を計画し、今回申請されたものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域に指定されている区域内にある農地で第3種農地となり、「原則

許可」案件となります。

18番は、一般住宅を建築する計画であります。通学や通勤を考慮し、宅地を求めたものでありますが、一部、宅地と考えていたものが農地であることが判明し、併せて是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もごさいます。申請地より半径500m以内に小学校、保育所があり、接続する道路には上下水道管が敷設されていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

19番は、農家分家住宅兼事業用事務所及び農機具通路を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家の隣接地にて申請地にて住宅兼事業用事務所を計画し、今回申請されたものであります。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」となります。

20番は、駐車場を増設する計画であります。運送業を営んでおりますが、業績が順調で、大型トラックの増設が必要となったことに伴い、駐車場を確保するものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている第1種農地となりますが、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

21番は、駐車場を増設する計画であります。飲食業を営んでおりますが、業績が順調で、来客用駐車場を確保するものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている第1種農地となりますが、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

22番は、農家分家住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家の隣接地にて申請地にて住宅を計画し、今回申請されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えた農地で第1種農地となり、許可基準は「集落接続」を適用しました。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 7番について、欠席届を提出している委員が地区担当委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事務局 7番は奥野委員の担当であります。現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、敷地内の水管下水管の位置は適正であり、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

会長 8番について、欠席届を提出している委員が地区担当委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事務局 8番は奥野委員の担当であります。現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、敷地内の水管下水管の位置は適正であり、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 19番について、欠席届を提出している委員が地区担当委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事務局 19番は若林委員の担当であります。現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、敷地内の水管下水管の位置は適正であり、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

会長 20番について、欠席届を提出している委員が地区担当委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事務局 20番は若林委員の担当であります。現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、敷地内の水管下水管の位置は適正であり、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認

されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第7号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。議案書のページは10ページでございます。

1番は2年間の計画で陸砂利の採取計画でありましたが、事情により、半年間の工期の延長を行いたく、申請されたものであります。その他の工事内容には変更はありません。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第7号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きます、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、11ページから31ページです。

今回は92件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が4件、3～5年が17件、6～9年が32件、10年が39件です。設定面積は、827,762.05㎡です。

13ページ1番から14ページ14番は、農地中間管理機構を通すものであります。14ページ15番から22ページ94番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

これで、予定しておりました4議案の審議を終わります。

会 長 続きます、報告事項に入ります。

報告事項第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について

報告事項第 9号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

報告事項第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第8号農地法第3条の3第1項の規定による受理について、ご報告します。議案書は32ページから35ページです。

今回の受理件数は13件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

報告事項第9号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは36ページから43ページまでです。

今回の受理件数は、4条が7件、5条が17件、合わせて24件、面積は合わせて23,602.31㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

37ページ1番、2番については、現在建設中の店舗の駐車場として、利用される計画です。

4番については、既にゴルフ練習場として利用されているものを現状に合わせて届出されたものです。

39ページ8番は開発許可が必要な事業であるため、開発許可日と同日で受理いたします。

41ページ6番については、譲受人所有の隣接する受理済みの土地と一体利用の計画です。

42ページ10番は開発許可が必要な事業であるため、開発許可日と同日で受理いたします。

報告事項第10号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、44ページから46ページです。

解約件数は22件で、解約面積は67,326.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、摘要欄記載のとおりです。

解約理由は、1番、4番、9番、11番は自作のため、2番、14番は3条許可申請のため、12番は3条許可申請予定のため、5番、13番、22番は5条許可申請のため、10番、21番は耕作者変更のため、10番、21番は耕作者変更予定のため、3番、6番から8番、15番～19番は利用権設定のため、20番は自作及び耕作者変更予定のためとなっております。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もないようですので、これをもちまして、令和元年度第2回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

その他事務局より、連絡事項があればお願いします。

本日は、ありがとうございました。